

# 長岡市在宅高齢者生活用具給付等事業の御案内

～ 介護保険外の福祉用具の貸与～

市内にお住まいで在宅の65歳以上の寝たきり高齢者等に、介護保険では対象とならない福祉用具「吸引器」の貸与を行います。

## 1 用具の種類と対象者

用具(貸与)の種類	対象となる方
吸引器	たんの吸引を必要とする寝たきり高齢者又はこれに類する者で、吸引器の使用について医師の指示・指導を受けている方

## 2 費用

生計中心者（世帯で最も収入の多い人）の当該年度（申請が1月～6月の間は前年分）の市民税の年額に応じて、次のとおりの負担となります。

区分	生計中心者の市民税の年額	貸与品(吸引器)負担額	
		月額	【参考(12か月)】
A	生活保護	0円	0円
B	非課税 又は 均等割のみ	0円	0円
C	～ 19,600円未満 (区分A,Bに該当する場合を除く)	1,350円	16,200円
D	19,600円 ～ 43,599円	2,350円	28,200円
E	43,600円 ～ 114,099円	3,550円	42,600円
F	114,100円 ～ 152,999円	4,350円	52,200円
G	153,000円 ～	6,000円	72,000円

(注1) 貸与品(吸引器)負担額は、12か月間発生します。(13か月目以降は無料)

(注2) 貸与品(吸引器)負担額は、業者へ直接お支払いいただきます。

## 3 申請に必要な書類

- (1) 在宅高齢者生活用具給付等申請書
- (2) 指示書

### 【お問い合わせ】

担当：長寿はつらつ課 高齢福祉係  
電話：(0258) 39-2268  
平日 8:30～17:15